



第 3 次
さいたま市
地域福祉
活動計画



はじめに



本会では、これまで、平成16年3月に「さいたま市地域福祉活動計画」を、また、平成25年3月に「第2次さいたま市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様と協働して地域福祉活動を推進してまいりました。

この間、地域社会においては、少子高齢化、家庭・地域などのつながりの希薄化など、社会構造の変化とともに、孤独や孤立、ひきこもり、虐待、貧困をはじめ、これまで見えづらかった様々な課題も顕在化するところとなりました。こうした多様な課題に直面している方々をいかに早期に把握し、適切な支援につなげていけるのかが大きな課題となっています。

子どもから高齢者まで、また、障害者や生活困窮者などの生活上の困難を抱えた方も含め、誰もが住み慣れた家庭や地域で自分らしく暮らしていくためには、必要な時に助け合える関係性を築くことや、地域社会から排除されることなく、一人ひとりが尊重される地域づくりを具体的に進めていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた新たな計画として、第3次さいたま市地域福祉活動計画を策定いたしました。本計画では「ともにつながり 支えあい 一人ひとりがその人らしく暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げるとともに、さらに多くの地域住民の皆様や関係者の皆様の参画と協働のもと、地域福祉活動を推進していく内容となっております。本計画の実現に向け、引き続き皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました地域の皆様、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和5年 3月

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会

会 長 清 水 勇 人

目次

第1章 計画策定の趣旨

| | |
|---------|---|
| 計画策定の趣旨 | 4 |
| 計画の背景 | 4 |
| 計画の位置づけ | 6 |
| 計画の期間 | 8 |
| 進行管理と評価 | 8 |

第2章 地域福祉の現状

| | |
|----------------------------------|----|
| さいたま市の地域福祉を取り巻く現状 | 10 |
| 改訂第2次さいたま市地域福祉活動計画における重点事業の成果と課題 | 20 |
| 第3次地域福祉活動計画二一ズ調査結果 | 26 |

第3章 計画の内容

| | |
|--------------------------|----|
| 基本理念 | 30 |
| 活動方針 | 30 |
| 基本目標／推進項目と重点事業活動・活動指標 | 31 |
| 第3次さいたま市地域福祉活動計画 事業・活動一覧 | 37 |

第4章 資料編

| | |
|--------------------------|----|
| 1 地区社会福祉協議会 | 40 |
| 2 第3次地域福祉活動計画二一ズ調査について | 43 |
| 3 用語解説 | 55 |
| 4 第3次さいたま市地域福祉活動計画策定委員名簿 | 62 |

第1章

計画策定の趣旨

計画策定の趣旨

地域社会では、急速な少子高齢化や人口減少、核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化が進み、これらの社会構造の変化などを背景として、支え合いの基盤が脆弱化しています。

地域の人と人とのつながりが希薄になる中で、個人や世帯が抱える不安や解決が困難な課題が潜在化し、問題を抱えながらも支援を求めることができず、あるいは適切な支援に結びつくことができずに深刻化するケースの増加が指摘されています。

こういった状況に対し、地域社会において身近な住民同士がつながり、支え合う関係を再構築することで、孤立せず、その人らしい生活を送ることができる地域社会づくりを進めて行くことが求められています。

また、地域福祉活動の推進と併せて、国の社会福祉施策においては、相談支援体制の強化や公的サービスによる支援の充実など、いわゆる「包括的支援体制」を構築する必要性が高まっており、取組が進められています。

このような社会背景の下、さいたま市社会福祉協議会では、平成16(2004)年3月に、地域の実情を踏まえ、さいたま市においてこれからの地域福祉をどのように進めていくかを体系的に整理し、特に重点的に取り組むべき課題を中心にまとめた「さいたま市地域福祉活動計画」を策定しました。その後、新たな地域課題の発生や社会情勢の変化、本会の取組状況等を検証し、平成25(2013)年3月には新たに第2次計画を策定し、同計画に基づき、事業・活動を展開してきました。

第2次さいたま市地域福祉活動計画の計画期間の満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応する計画を立案し、地域福祉活動の一層の推進を図ることが求められていることから、新たに第3次さいたま市地域福祉活動計画を策定するものです。

計画の背景

地域共生社会が必要とされる背景

- 高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。
- 例えば、高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる問題(8050問題)や介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。
- また、社会の中に「家族が介護するのは当たり前」といった考え方があることで、高齢者や障害児者、難病の方などの介護や看護を行うケアラー・ヤングケアラーが孤立し、悩みを声に出しにくい環境にあるといった問題も顕在化しています。
- これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、包括的に支援していくことなどが必要とされています。
- 一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている問題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- 国の総人口は、平成20(2008)年ごろをピークに減少局面に入り、令和3(2021)年の出生数は明治32(1899)年の統計開始以来最低となる81万1622人を記録しました。また、さいたま市の総人口は、令和12(2030)年ごろをピークに、その後減少に転じる見通しです。
- 国の人口構造の推移を見ると、令和7(2025)年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が

変化します。現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

- 社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。
- そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

地域共生社会の実現に向けて

- このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などが進められています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 地域共生社会の実現は、介護、障害者支援、子育てなどの、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、分野別の制度をつなぎ、また、各分野の制度の狭間をどのように解決していくかという「公的支援の仕組みの転換」と、社会的孤立や社会的排除といった課題を踏まえながら、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくために、福祉の領域を超え、地域全体が直面する課題を共有し、地域住民や福祉活動団体、福祉施設、企業、学校等の様々な分野の主体が参画して、地域を共に作っていく「地域づくりの仕組みの転換」の、2つの仕組みの転換を目指すものです。
- 令和2（2020）年6月に改正された社会福祉法では、第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されるとともに、第6条には地域福祉推進のための国及び地方公共団体の責務が盛り込まれ、地域共生社会の実現に向けて、より一層の努力が官民ともに求められています。
- また、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが自治体の責務として規定されています。
- 地域共生社会の実現に向けては、地域を基盤とする包括的支援の強化が求められており、「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアの理念を普遍化し、全ての住民が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的な支援が連携し、地域を支える包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めて行くことが必要です。
- 加えて、国においては、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものであり、さいたま市においても、これらの動向を踏まえつつ、包括的な支援体制の整備を進めていくこととされています。
- 平成29（2017）年4月施行の改正社会福祉法により、全ての社会福祉法人に対し地域における公益的な取組の実施が求められることとなりました。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法人の専門性やスキル、設備等が地域福祉の推進に活かされることが期待されています。

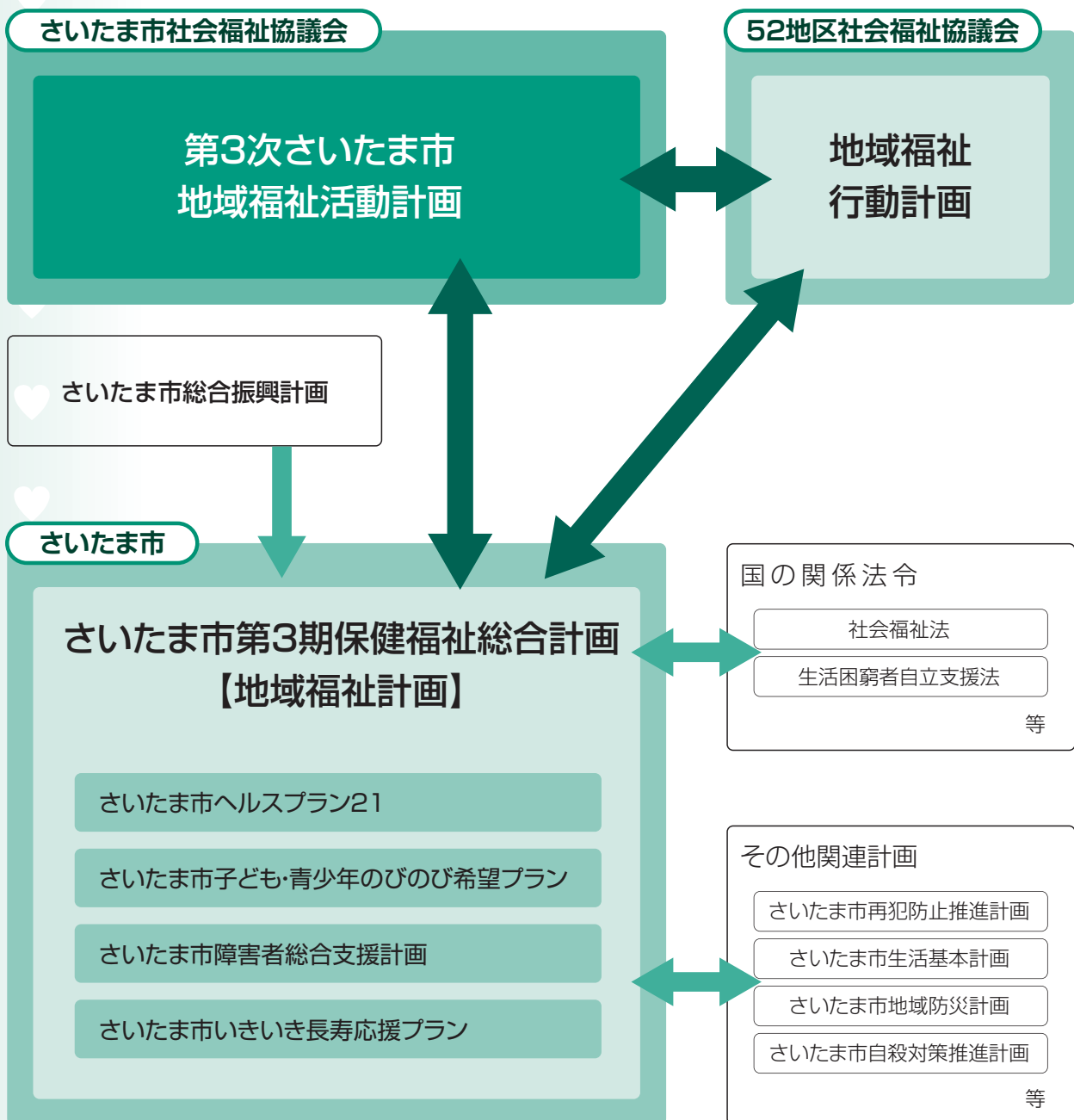
計画の位置づけ

さいたま市の関連計画

この計画は、さいたま市社会福祉協議会が地域の福祉ニーズを把握し、住民・事業者・行政などと連携し、地域における様々な福祉問題を計画的に解決していくための基本指針とするものです。

さいたま市の地域福祉計画であるさいたま市第3期保健福祉総合計画は、社会福祉法第107条第1項に基づく市町村地域福祉計画の位置づけを有しており、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の各分野における共通事項や、包括的な支援体制の整備など、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、令和4(2022)年度に策定されました。

第3次地域福祉活動計画においては、特に地域福祉の推進体制や機関・団体との連携などの構想を共有するとともに、行政と社会福祉協議会との役割分担を明確にし、さいたま市の地域福祉活動における連携・協働が具体的に進展するよう整合性を図ります。



SDGsとの関係

SDGs (持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された平成28 (2016) 年から令和12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓って取組を進めることとしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



さいたま市が実施した「令和4年度さいたま市民意識調査」では、SDGsのゴールのうち重視するものについて「すべての人に健康と福祉を」と答えた方の割合が43.7%と最も高く、「住み続けられるまちづくりを」「貧困をなくそう」が続く結果となっており、市民においても福祉に関連する項目への関心が高いことが明らかとなっています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、本計画が掲げる「誰もが社会的に孤立することなく、住み慣れた地域で、その人らしく生活していくことのできる「地域共生社会」の実現」につながるものであり、本計画においてもSDGsの目標達成を意識した取組を推進していきます。

計画の期間

この計画は、行政と社会福祉協議会とが相互に整合性を持って、更なる地域福祉活動の推進を目指すため、さいたま市が策定する「第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」と計画の期間を同一とし、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間の計画とします。また、4年目に中間評価、7年目には評価と見直しを行います。



進行管理と評価

本計画の内容を着実に推進し、実現を図るため、地域関係団体や福祉関係者、行政の代表者等で構成されるさいたま市地域福祉推進委員会による進行管理を行います。

さいたま市地域福祉推進委員会では、さいたま市社会福祉協議会の事業活動の実施状況の確認や計画の進捗状況の評価を行うとともに、ニーズ調査等を通じた地域福祉活動の実態把握や課題整理を進め、継続的な検証を実施し、令和8（2026）年度には本計画の中間評価を行います。